

# 社会福祉法人まほろば福祉会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まほろば福祉会の役員及び評議員、評議員選任・解任委員会の委員及び苦情解決規程に規定する第三者委員の報酬等について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

## (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。
- 3 評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。
- 4 苦情対応第三者委員として出勤したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。
- 5 交通費は、原則として実費を支給することができる。

## (役員及び評議員等の勤務報酬等)

第4条 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

- 2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。
- 3 交通費は、原則として実費を支給することができる。
- 4 退職慰労金は、役員及び評議員等として円満に任期満了、または辞任、死亡により退任した者に別表2により支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 5 定款第23条において評議員会で定めるとされている理事及び監事に支給する報酬総額については、別表1により定める額を上限とする。また、評議員の報酬総額については、定款第9条に定める額を上限とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	日当（日額）	そ の 他
実 費	15,100 円	3,000 円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員等及び委員に対する報酬については、当該会議等に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、法令等の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

3 退職慰労金については、任期の満了、辞任または死亡により退職した後1か月以内に支給する。

(公 表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成30年8月1日より適用する。

附 則

この規程は、令和7年12月1日より適用する。

別表1 報酬について

(会計年度の報酬総額)

役員等の区分	会計年度ごとの報酬総額
理事	8,000,000円
監事	1,200,000円
評議員	1,000,000円

(常勤の理事の報酬)

役職名	日額
理事長	50,000円
業務執行理事	30,000円
理事	20,000円

(理 事)

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人施設業務のための出勤	10,000円

(監 事)

	日額
理事会等会議への出席	10,000円
監事監査への出席	10,000円
上記の他、法人施設業務のための出勤	10,000円

(評議員)

	日額
評議員会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人施設業務のための出勤	10,000円

(委 員)

	日額
評議員選任・解任委員会への出席	10,000円
苦情対応第三者委員としての出勤	10,000円

別表2 退職慰労金

1期	50,000円
2期以降	50,000円×在任期間で算出した金額

※上記在任期間は、任期期間単位とする。